

※ 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 ※

# 住宅改修費用を補助します

横手市では、安全で快適な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす住宅の改修などを行うものについて、国の交付金を活用し工事費用の一部を補助します。

※ご注意： 既に始めている工事や終わった工事は補助対象となりません。

必ず工事を始める前に補助金交付申請を行い決定通知書を受けとってから始めて下さい。

## 補助対象者

横手市民で次に掲げる要件①を満たす方、または②を満たす方。

- ① 本人(配偶者含む)・親・子のいずれかが住宅を所有し居住している方で、本人及び同一世帯員が、市税等を滞納していない方
- ② 横手市外に居住しているが、横手市内の住宅を所有し、改修後転居される方(実績報告時に住民票を確認します)

## 対象となる住宅

横手市内にある次に掲げるいずれかの要件を満たす住宅。

- ① 一戸建ての住宅(住宅用車庫、物置含む(同一敷地内の別棟も可))
- ② 併用住宅(住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であること)
- ③ マンション等の共同住宅(対象者の専有部分のみ) ただし、賃貸住宅・空き家は除く

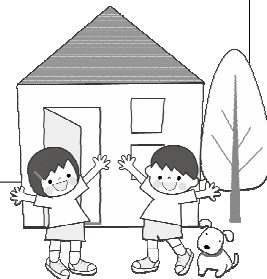
## 対象となる工事

改修工事に要する経費(消費税含)が **10万円以上**の工事で、次に掲げる(ア)~(ウ)の工事。

- (ア) 雪対策の為の改修工事(落雪・無落雪型の屋根に形状を変える工事・屋根融雪設備の設置工事等)
- (イ) バリアフリー化改修工事(段差の解消、手すりの取付工事等)
- (ウ) 省エネ・断熱化改修工事(二重サッシへ交換する工事、断熱材を充填する工事等)

ただし、下記の工事を除く。

- ① 公共工事の施行に伴う移転補償費の対象となる工事
- ② 門・塀等、いわゆる外構工事
- ③ 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- ④ その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用



## 工事業者

次に掲げる建設業者等と工事請負契約を締結し施工する工事であること。

- (ア) 市内に事業所を有する法人であって、横手市の法人市民税が課され滞納していないもの
- (イ) 横手市民で市内に事業所を有し、市税等を滞納していない個人

【横手市の補助金額の例】

対象工事費合計	補助金額	資料作成費
10万円	1.5万円	1万円
50万円	7.5万円	2万円
100万円	15万円	3万円
150万円	22.5万円	4万円
200万円	30万円	5万円

## 補助金の額

補助対象工事に要する経費(諸経費を除く)の **15パーセント**に相当する額(千円未満切捨)ただし、当該補助金の合計額が30万円を超えるときは、**30万円を限度**とする。

## 補助事業の期間

平成29年5月8日 ~ 平成30年2月28日まで

【※事業実績報告書の提出ができること(必着)】

◎ただし、申請の受付は、予算の状況次第で締め切ることがあります。

【問い合わせ先】 **横手市建設部建築住宅課**

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興局庁舎2階)

TEL (35)2224 ・ FAX (32)4029

※ 申請用紙などは、横手市ホームページ(<http://www.city.yokote.lg.jp>)からもダウンロードできます。

◆ 住宅の改修をお考えの方は事前に建築住宅課へ問合せいただき、対象となる工事を確認し、申請に必要な下記書類の準備を行ってから申請してください。

◆ 申請書類作成に伴う設計事務所等への依頼費用についても対象工事費により1万円～5万円を補助いたしますので、ご利用ください。(※横手市内の設計事務所等に限りませぬ。)

## 補助事業のながれ

事前打合→補助金申請→決定通知→工事着手→完了実績報告→現地確認→補助金交付

### 補助金交付申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 申請者及び請負者の同意書【指定様式】、又は納税証明書及び固定資産税明細書兼名寄帳
- (4) 工事及び資料作成の工事請負契約書又は請書の写し(平成29年4月3日以降の契約であること)
- (5) 工事及び資料作成費の内訳明細書(見積書)の写し
- (6) 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- (7) 対象住宅の正面全景写真及び補助対象工事の施工箇所着手前写真
- (8) 位置図、補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階平面図及び製品のカタログの写し等
- (9) 補助金振込先口座(申請者と同一名義のもの)及び申請者の印鑑(インク浸透印(シャチハタ等)不可)
- (10) 上記のもの他に、市長が必要と認めるもの

### 補助金変更交付申請に必要なもの(工事内容等に変更がある場合)

- (1) 補助金変更交付申請書【様式第3号】
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 工事及び資料作成の工事請負変更契約書又は変更請書の写し
- (4) 工事及び資料作成費の内訳明細書(見積書)の写し
- (5) 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- (6) 補助対象工事の施工箇所着手前写真
- (7) 補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階平面図及び製品のカタログの写し等
- (8) 申請者の印鑑(申請時と同一のもの)

事前にご相談下さい

### 完了実績報告に必要なもの

- (1) 完了実績報告書【様式第6号】
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 工事及び資料作成に要した費用に係る領収書の原本(確認後お返しいたします)
- (4) 工事施工箇所の完了後写真及び完了後、現地にて目視確認できない箇所については施工中の写真
- (5) 工事による効果がわかる資料(対象工事に係る認定書、納品書、出荷証明書等)
- (6) 補助金交付請求書【様式第7号】
- (7) 住民票(転入者の場合のみ)
- (8) 申請者の印鑑(申請時と同一のもの)
- (9) アンケート用紙【市で作成したもの】

## Q & A

Q1: 過去に、横手市住宅リフォーム補助金(平成21~23年度)・暴風被害補助金(平成24年度)を受けましたが、本事業も申請できますか?

A1: 申請できます。(ただし、本事業での同一建物における複数回申請はできません。)

Q2: 耐震改修工事と併用できますか?

A2: 併用できます。「木造住宅耐震改修補助金事業」に別途申請してください。

Q3: 秋田県のリフォーム補助金事業と併用できますか?

A3: 併用できます。(補助対象工事が異なる場合がありますので、事前に市へお問い合わせください)

Q4: 屋根及び外壁の張替え工事や塗り替え工事は対象になりますか?

A4: 対象になりませぬ。ただし、対象工事の復旧として行う場合は対象となる場合があります。

Q5: 工事を始めてしまった(若しくは終えてしまった)が、対象となりますか?

A5: 対象になりませぬ。工事を始める前に申請し、補助決定通知を受ける必要があります。

## 秋田県からのお知らせ

横手市の補助制度以外に、県も「秋田県住宅リフォーム推進事業」を実施しております。  
詳しくは県のホームページ、または平鹿地域振興局建築課までお問い合わせ下さい。  
問い合わせ先 平鹿地域振興局建築課 TEL0182(32)6207